

西脇市まちづくり推進審議会条例

(設置)

第1条 参画と協働による市政の推進に必要なまちづくり施策について調査審議するため、西脇市まちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 参画と協働の推進に必要な制度及び施策に関すること。
- (2) 市内でまちづくり活動を行う団体等への支援の審査及び支援制度に関すること。
- (3) その他参画と協働の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 市民を代表する者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき又は会長及び副会長がと

もに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、まちづくり担当部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

西脇市まちづくり推進審議会傍聴要綱

1 趣旨

この要綱は、西脇市まちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴人の定員

傍聴人（報道関係者を除く。以下同じ。）の定員は、原則５人とする。ただし、会長は、会議の会場（以下「会場」という。）の都合により定員を変更することができる。

3 傍聴の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴希望者受付名簿に必要事項を記入しなければならない。
- (2) 傍聴希望者の受付は、会議の開始予定時刻の30分前から開始前までにおいて先着順で行うものとする。

4 傍聴証

- (1) 傍聴人に対しては、傍聴受付の順に傍聴証を交付する。ただし、傍聴希望者が受付開始時において第２項の定員を超えるときは、抽選により定めた者に対して傍聴証を交付し、傍聴人を決定する。
- (2) 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

5 傍聴することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴席に入ることができない。

- (1) 刃物その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 鉢巻き、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機及びパソコンの類を携帯している者（報道関係者を除く。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

6 傍聴人の守るべき事項

- (1) 傍聴人は、会議の傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

ア 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と

可否を表明しないこと。

イ 私語、談笑等により会議の妨害になるような行為をしないこと。

ウ 飲食及び喫煙をしないこと。

エ みだりに席を離れないこと。

オ 携帯電話等の電源は切ること。

カ その他係員の指示に従うこと。

(2) 前項に規定する遵守事項を、会場の見やすい場所に掲示するものとする。

7 傍聴の違反に対する措置

傍聴人がこの要綱の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

8 会議資料の提供

(1) 会長は、傍聴人に会議資料を無償で配付するものとする。

(2) 前号の会議資料が不開示情報を含むものであると認めるときは、当該不開示情報に係る部分を除いたものを配付することができる。

(3) 会議資料が相当量に及ぶ場合又はその作成に相当の経費を要する場合は、当該会議資料を会場に備え、閲覧に供することができる。

9 規律

(1) 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(2) 会場において、資料、新聞及び文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月16日から施行する。

部会での議決を審議会の議決とすることについて

1 審議事項

- (1) まちづくり活動の支援策として実施している『西脇市地区まちづくり実践補助事業』及び『西脇市市民提案型まちづくり事業』の2つの補助金の審査関すること。
- (2) 上記2事業の見直しに関すること。

2 開催回数

地区まちづくり実践補助事業、市民提案型まちづくり事業の審査をそれぞれ年1回開催（採択件数により追加募集する場合がある。）

3 審査の時期

審査については、6月中旬～7月下旬の間に実施する。

なお、追加募集を行う場合は、その審査を10月中旬～下旬に実施する。

4 部会での議決について

部会での審査終了後、審議会において再度審議し最終決定とする場合、補助金の申請から最終決定まで長時間を要することとなり、補助金申請者にとって不都合が生じるため部会での決定を審議会での決定とする。（法令上の問題はないが、審議会での決定が必要）

ただし、審査終了後、直近の審議会において、審査結果等を報告することとする。